

沖縄県環境影響評価条例を改正する理由について

沖縄県環境影響評価条例（以下「条例」という。）は、平成13年11月1日の全面施行から約10年が経過し、環境影響評価の適用実績も着実に積み重ねられてきているところであるが、今般、環境影響評価法の改正等に伴い、条例について所要の改正を行う必要がある。

1 環境影響評価法の改正

平成11年6月に全面施行された環境影響評価法（以下「法」という。）では、施行後10年を経過した場合において、法律の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じることを規定している（法附則第7条）。

平成23年4月22日に、第177回通常国会において、環境影響評価法の一部を改正する法律（平成23年法律第27号）が成立し、同月27日に公布された。環境影響評価法が一部改正され、新たな手続きが創設されたこと等に伴い、法との整合を図るため、条例を改正する必要がある。

2 沖縄県環境審議会からの答申

条例を制定する際の沖縄県環境審議会からの答申（平成12年8月15日環審第9号）において、「本条例の制定に止まらず、上位計画や開発の計画策定段階で環境保全の観点から事業実施の是非を含めて検討すること」、「条例の内容及び対象事業については、今後の社会状況の変化、事業の実態、環境問題等の動向を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うこと」との意見が付されているところであるが、条例施行から約10年が経過し、環境影響評価の適用実績が着実に積み重ねられてきている一方、事業の早期段階における環境配慮を図るための取り組みが求められてきている。また、地球温暖化問題への対応として、風力発電所の設置が本県でも増加してきている状況にあるが、生活環境や自然環境への影響も考慮する必要がある。こうした状況に対応するため、条例を改正する必要がある。

《条例制定の際の審議会からの答申》

○平成12年1月18日

知事は、沖縄県環境審議会（会長：池田孝之）へ条例の骨子について諮問

○平成12年8月15日

沖縄県環境審議会は、環審第9号により知事あてに答申

沖縄県環境影響評価条例について（答申）

平成12年1月18日付け沖縄県諮問文第1号で諮問のあったみだしのことについては、別紙[※条例の骨子]のとおりお答えします。

なお、沖縄県環境審議会として、下記のことについて意見を付すこととしたので、県はその実現に努力していただきたい。

記

- 1 本条例に基づく技術指針の制定及び運用に当たっては、下記の本県の地域特性等を踏まえ、きめの細かい対応が必要であること。
 - (1) サンゴ礁等沿岸海域の生態系及び特異な生物相を有する陸域の生態系は、他府県に例がなく、特に亜熱帯多雨気候の特性を持っている。
 - (2) 地域社会にあって独自の価値を有する自然環境をはじめ、身近な自然の保全への配慮が必要である。
 - (3) 陸域と海域を往来する生物や池・クムイ等で生息する生物などにとって生育に必要な空間は、特に注意を要する。
 - (4) 島しょ性という狭隘な自然環境は、脆弱で環境容量が小さい。
- 2 関係地域住民及び環境保全の見地から意見を有する者の参加が十分に確保できるよう、周知等の手続の規則並びにその運用を定めるに当たっては、十分な措置を講じること。
- 3 本県の島しょ性自然環境は開発等の影響に脆弱であることに鑑み、対象事業の規模要件を定めるに当たっては、原則として、本県の地域特性を踏まえ他府県の環境影響評価制度における規模要件よりも小規模なものとする。
- 4 本県の自然環境はその特性上環境容量が小さいことから地域における開発の過度の集積及び急激な集中は、健全で豊かな自然環境に取り返しのつかない結果をまねくおそれがある。

したがって、本条例の制定に止まらず、上位計画や開発の計画策定段階で環境保全の観点から事業実施の是非を含めて検討すること、また、本条例の対象外となる小規模な開発においても環境に配慮し、適正な土地利用の誘導・規制等を有効に進めることが重要であり、このために必要な行政システム等の構築について早期に取り組むこと。
- 5 本県の特性に応じた環境影響評価の技術的な手法等を確立するため、また、環境保全施策を展開する上で、環境影響について総合的な見地から研究が必要であることから、開発や環境保全のための社会・経済的側面等を含めた研究を行う総合研究機関を整備する等の検討を行うこと。
- 6 条例の内容及び対象事業については、今後の社会状況の変化、事業の実態、環境問題の動向等を踏まえ、必要に応じて適切な見直しを行うこと。